

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、市規則で定める期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて行うものとする。</p> <p>[5～11 略]</p> <p><u>12 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算</u></p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、市規則で定める期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて行うものとする。</p> <p>[5～11 同左]</p> <p><u>12 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる再任用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

出率（その者の1週間当たりの勤務時間を市規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

[削る]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額を、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

14 [略]

（義務教育等教員特別手当）

第14条の4 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額を、8,000円を超えない範囲内において、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、市規則で定める。

（超過勤務手当）

第15条 所定の勤務時間以外の時間に勤務す

13 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を市規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

15 [同左]

（義務教育等教員特別手当）

第14条の4 [同左]

2 義務教育等教員特別手当の月額を、8,000円を超えない範囲内において、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、市規則で定める。

（超過勤務手当）

第15条 所定の勤務時間以外の時間に勤務す

ることを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで)の範囲内において市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

[(1)・(2) 略]

[2 略]

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60

ることを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで)の範囲内において市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

[(1)・(2) 同左]

[2 同左]

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60

時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第22条の4 第5条第2項から第11項まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（施行期日等）

[1・2 略]

（60歳を超える職員の給料に関する特例）

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円

時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

（再任用職員についての適用除外）

第22条の4 第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

[見出しを加える]

[1・2 同左]

[見出しを加える]

3 この条例に基く市規則が制定実施されるまでの間は、同規則で定めることとなつている事項については、なお、従前の例による。

以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

5 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこ

4 従前の給与に関する条例、規則等の定により任命権者によつてなされた職員の給与に関する決定その他の手続は、この条例に基いてなされたものとみなす。

5 第5条第2項又は第3項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、市規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最低の号給に達しないで給料月額を定めることができる。この場合において、その者の当該号給に達するまでの昇給については、市規則の定めるところによる。

れを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 [新設]

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 [新設]

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を [新設]

考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1

行政職給料表

[表 略]

備考

[(1)・(2) 略]

(3) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額（職務の級が8級である職員のうち市規則で定めるものにあつては、540,100円）とする。

[表 別紙2 挿入]

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 略]

備考

[(1)~(5) 略]

(6) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。ただし、当該定

[新設]

別表第1

行政職給料表

[表 同左]

備考

[(1)・(2) 同左]

(3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額（職務の級が8級である職員のうち市規則で定めるものにあつては、540,100円）とする。

[表 別紙1 挿入]

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 同左]

備考

[(1)~(5) 同左]

(6) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、

年前提任短時間勤務職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の基準給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とする。

[表 別紙4 挿入]

イ 教育職給料表(2)

[表 略]

備考

[(1)~(4) 略]

(5) この表の適用を受ける年前提任短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙6 挿入]

ウ 教育職給料表(3)

[表 略]

備考

[(1) 略]

(2) この表の適用を受ける年前提任短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙8 挿入]

別表第3

研究職給料表

[表 略]

備考

[(1) 略]

(2) この表の適用を受ける年前提任短時間勤務職員の基準給料月額は、次

当該再任用職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とする。

[表 別紙3 挿入]

イ 教育職給料表(2)

[表 同左]

備考

[(1)~(4) 同左]

(5) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙5 挿入]

ウ 教育職給料表(3)

[表 同左]

備考

[(1) 同左]

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙7 挿入]

別表第3

研究職給料表

[表 同左]

備考

[(1) 同左]

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわら

の表に掲げる額とする。

[表 別紙10 挿入]

別表第4

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

[表 略]

備考

[(1) 略]

(2) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙12 挿入]

イ 医療職給料表(2)

[表 略]

備考

[(1) 略]

(2) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙14 挿入]

ウ 医療職給料表(3)

[表 略]

備考

[(1) 略]

(2) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙16 挿入]

別表第5

消防職給料表

[表 略]

ず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙9 挿入]

別表第4

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

[表 同左]

備考

[(1) 同左]

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙11 挿入]

イ 医療職給料表(2)

[表 同左]

備考

[(1) 同左]

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙13 挿入]

ウ 医療職給料表(3)

[表 同左]

備考

[(1) 同左]

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

[表 別紙15 挿入]

別表第5

消防職給料表

[表 同左]

<p>備考</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 この表の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額</u>は、次の表に掲げる額とする。</p> <p>〔表 別紙18 挿入〕</p> <p>別表第6</p> <p style="text-align: center;">保育士給料表</p> <p>〔表 略〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔3〕 この表の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額</u>は、次の表に掲げる額とする。</p> <p>〔表 別紙20 挿入〕</p>	<p>備考</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 この表の適用を受ける<u>再任用職員の給料月額</u>は、<u>この表の規定にかかわらず</u>、次の表に掲げる額とする。</p> <p>〔表 別紙17 挿入〕</p> <p>別表第6</p> <p style="text-align: center;">保育士給料表</p> <p>〔表 同左〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左</p> <p>〔3〕 この表の適用を受ける<u>再任用職員の給料月額</u>は、<u>この表の規定にかかわらず</u>、次の表に掲げる額とする。</p> <p>〔表 別紙19 挿入〕</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>〔1～4 略〕</p> <p>5 前項の規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達する<u>ま</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>〔1～4 同左〕</p> <p>5 前項の規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達する<u>ま</u></p>

<p>での間（<u>施行日以後に当該切替え以外の理由により降格した職員にあつては、当該降格の日の前日までの間</u>）、当該額（研究職給料表の適用を受ける職員にあつては、その額から、その額に平成28年4月1日における当該職員の職務の級及び号給に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額）とする。</p> <p>[6～21 略]</p>	<p>での間、当該額（研究職給料表の適用を受ける職員にあつては、その額から、その額に平成28年4月1日における当該職員の職務の級及び号給に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額）とする。</p> <p>[6～21 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。  
(暫定再任用職員の給料月額等)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を市規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時

間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を市規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和5年新条例」という。）第14条の4第2項（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、同項及び第15条第1項）の規定を適用する。

6 令和5年新条例第5条第2項から第11項まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

職員の給与に関する条例第5条の改正規定（同条第15項を同条第20項とし、同条第14項を改め、同項を同条第19項とし、同条第8項から第13項までを5項ずつ繰り下げる部分に限る。）を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>13～17</u> [略]</p> <p><u>18</u> 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>（以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>8～12</u> [同左]</p> <p><u>13</u> <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び<u>同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>（以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>

<u>19</u> [略]	<u>14</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

職員の給与に関する条例第22条の2の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 第5条第2項から<u>第16項</u>まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適用しない。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第22条の4 第5条第2項から<u>第16項</u>まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)</p> <p>第22条の2 [同左]</p> <p>2 第5条第2項から<u>第11項</u>まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適用しない。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第22条の4 第5条第2項から<u>第11項</u>まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～4 略]</p> <p><u>(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年大阪市条例第 号)の一部を次のように改正する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～4 同左]</p> <p>[新設]</p>

附則第6項中「第11項」を「第16項」に  
改める。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[別表第1備考第3号の表 別紙1]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	[同左]							

[別表第1備考第3号の表 別紙2]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[略]							

[別表第2ア備考第6号の表 別紙3]

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第2ア備考第6号の表 別紙4]

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第2イ備考第5号の表 別紙5]

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第2イ備考第5号の表 別紙6]

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第2ウ備考第2号の表 別紙7]

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第2ウ備考第2号の表 別紙8]

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第3備考第2号の表 別紙9]

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第3備考第2号の表 別紙10]

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第4ア備考第2号の表 別紙11]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第4ア備考第2号の表 別紙12]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第4イ備考第2号の表 別紙13]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第4イ備考第2号の表 別紙14]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第4ウ備考第2号の表 別紙15]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第4ウ備考第2号の表 別紙16]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第5備考第2号の表 別紙17]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第5備考第2号の表 別紙18]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第6備考第3号の表 別紙19]

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第6備考第3号の表 別紙20]

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料に関する特例措置を講ずるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法等を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪市条例第19号）（抄）

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
省 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)	省 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)
第5条 省 略	第5条 省 略
省 略	省 略
<u>13</u> ～ <u>18</u> [略]	<u>8</u> ～ <u>13</u> [同左]
<u>19</u> <u>育児休業法</u> 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び <u>育児休業法</u> 第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。	<u>14</u> <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> （平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休業法</u> 」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び <u>同法</u> 第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。
<u>20</u> [略]	<u>15</u> [同左]
省 略 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)	省 略 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)
第22条の2 [略]	第22条の2 [同左]
2 第5条第2項から <u>第16項</u> まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適	2 第5条第2項から <u>第11項</u> まで及び第5条の2の規定は、前項に規定する職員には適

用しない。 省 略	用しない。 省 略
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	